

神田本『出雲国風土記俗解鈔』と神田厚敬

高橋周

はじめに

『出雲國風土記俗解鈔』（以下、『俗解鈔』）は『出雲風土記鈔』（以下、『風土記鈔』）の一種とされ⁽¹⁾、その写本の一つに神門郡古志郷の神田厚敬書写書入本（以下、神田本）⁽²⁾がある。その奥書によれば、神田本は寛政十二年（一八〇〇）に神田厚敬が書写した写本で、書写後も、厚敬自身により断続的に多くの書人がなされたと見られる。そして、厚敬は天保四年（一八三三）に『出雲國風土記大成』を著し、彼の風土記研究の集大成とする。⁽³⁾

厚敬については大日方克己氏⁽⁴⁾や佐藤雄一氏⁽⁵⁾による研究で触れられており、厚敬は学識豊かな人物として当時の出雲国内で認識されていたと分かる。さらに、古志村の比布智神社の春日信風との学問的交流も想定されている。⁽⁶⁾ 本稿では、まず、神田本『俗解鈔』について本文や鈔文（注釈文）を検討し、『俗解鈔』として神田本よりも書写年が古い阿祢神社本⁽⁷⁾と比較しながら、神田本の写本的特徴を捉えたい。その上で、神田本を書写した厚敬をめぐる学問的交流が窺える史料を紹介し、彼の風土記研究の一端を明らかにしたい。

一、神田本『俗解鈔』の検討

神田本『俗解鈔』については大日方克己氏による研究があり⁽⁸⁾、これを参考に書誌的内容などを改めてまとめておきたい。

神田本『俗解鈔』は乾巻・坤巻の二冊本である。乾巻は目録（一丁）、出雲国総記・意宇郡（二三丁）、嶋根郡（一七丁）、秋鹿郡（九丁）、楯縫郡（七丁）、坤巻は目録（一丁）、出雲郡（一五丁）、神門郡（二三丁）、飯石郡（九丁）、仁多郡（九丁）、大原郡（一〇丁）、巻末総記（七丁）で構成される。

表紙には題箋が剥落した跡があり、加藤義成は、巻頭の鈔文に「俗解鈔曰」とあることから、外題を「出雲國風土記俗解鈔」と推定する。⁽⁹⁾ 阿祢神社本も外題の題箋を剥落させるが、本文冒頭に「出雲國風土記俗解鈔」とあり、加藤の推定は首肯されよう。⁽¹⁰⁾

本文の前後には、『風土記鈔』に特徴的な岸崎時照の序や松林寺宏雄による序、跋が付かない。巻末には日御碕神社本の奥書が挿入される。これは阿祢神社本も同様で、『俗解鈔』系統の写本の特徴と言える。また、巻末には日御碕神社本の奥書に統いて、「俗解鈔天和三〈癸〉亥五月／神門郡司岸崎佐久次時照」「同書跋者杵築松林寺宏雄法印」とあり⁽¹¹⁾、裏表紙見返しには「維時寛政十二庚申四月／神門郡古志郷神田厚敬写之」とある。⁽¹²⁾ 日御碕神社本の奥書を含め、これらは筆致が同じであり、厚敬の筆と見てよい。

蔵書印などについては、両巻の表紙見返しに「乾坤二巻之内／中村甲文丘藏」と墨書きされ、「守手之印」の朱印がある。また、両巻の表紙と一丁表には「朱櫻岡印」、同じく一丁表に「藤浪氏藏」「紅桜文庫」「島根大學図書印」の印が認められる。大日方氏によると、「朱櫻岡印」は杵築大社の社家で千家俊信に師事した中村守

臣の印。白亥翁と称し、亀丘・燕斎・朱桜岡と号した。安永八年（一七七九）の生まれで、千家・北島両国造家に侍講として仕えている。また、「守手之印」は、守臣の子の守手の印と見られる。さらに、「藤浪氏蔵」は藤浪剛一の印。明治十三年（一八八〇）に旧名古屋藩侍医の家に生まれ、ウィーン大学に留学し、レントゲン学の第一人者となった。医学を発展させたことでも知られ、多数の蔵書が残る。⁽¹³⁾ したがって、神田本は寛政十二年の書写後、杵築大社社家の中村家に伝わり、その後、藤浪剛一の手に渡り、島根大学附属図書館に蔵されたと分かる。

（一）神田本本文の検討

神田本には多数の書入があり、厚敬自らの見解だけでなく、千家俊信『訂正出雲風土記』や春日信風『訂正出雲風土記密勘』に依拠したものがある。一方でこれらとは別に、「本写ニ〇〇」とする体裁の朱書の書入もある。

この朱書の書入は、厚敬が書写時に本文を校訂した際、校訂前の親本の字句を示した注と考えられる。例えば意宇郡郡名条では、初め「去豆乃折絶」と記すところ、「折」の傍らに朱書で「本作折」と書入し、「折」を擦り消して「打」と加筆する。この校訂は『訂正出雲風土記』に依拠したと考えられる。校訂した字句を直接本文として記す例もあり、朱書の書入を通して校訂の有無を確認できる。

したがって、この朱書の書入を見ると、神田本の親本（以下、神田本（親本））の異同も知ることができる。そこで、この書入に注目し、神田本（親本）の様相を検討する。その際、同じ『俗解鈔』系統で神田本より古い書写年を記す阿祢神社本⁽¹⁴⁾と、古代出雲歴史博物館本『風土記鈔』⁽¹⁵⁾（以下、歴博本）、勝部氏本『風土記鈔』⁽¹⁶⁾、脱落本⁽¹⁷⁾に類する延宝五年（一六七七）書写の高野宮本『出雲国風土記』、郷原家本『出雲国風土記』⁽¹⁹⁾を対校本とした。なお、本稿では本文冒頭より秋鹿郡条までを校異の対象とする。

① 高野宮本・郷原家本との関係

『俗解鈔』本文と高野宮本、郷原家本との関係は、別稿による阿祢神社本との検討を通して考察し、歴博本『風土記鈔』本文が郷原家本に近いのに対し、『俗解鈔』本文は高野宮本に近いと指摘した。⁽²⁰⁾

ここでは、神田本の書入を踏まえて改めて検討したい。

「表1」は、阿祢神社本・神田本（親本）が高野宮本・郷原家本と共有し、これを歴博本・勝部氏本が共有しない本文異同である。5 「郡山如也」、27 「郡内根部也」などの共有が特徴的であり、『俗解鈔』は『風土記鈔』の一種と位置付けられるが、歴博本や勝部氏本とは本文系統を異にするることは明らかである。

注目できる異同に29 「周八十六歩」、34 「正北一里（七里）」がある。

29 「周八十六歩」は嶋根郡真屋嶋の四周の長さで、高野宮本・郷原家本は「周八十六里」とし、歴博本・勝部氏本は「周六里」とする。高野宮本・郷原家本の数值は明らかな誤字と言えるが、歴博本・勝部氏本とも一致しない。同条前後の島の四周は、松島八十步、付島一里十八歩であり、「周八十六歩」は最も妥当な校訂と言える。「周八十六歩」は、阿祢神社本・神田本（親本）の共通の祖本における独自の校訂を反映したと考えられる。

また、34 「正北一里（七里）」は秋鹿郡足日山の郡家からの里程で、阿祢神社本は「正北七里」、神田本（親本）は「正北一里」とする。歴博本・勝部氏本は「東北七里」とし、これも一致しない。一方で、高野宮本は「正北一里」とし、郷原家本も当初「正北一里」と記すが、後に「正」を「東」に、「一」を「七」に加筆している。つまり、神田本（親本）は高野宮本・郷原家本と一致するが、阿祢神社本は方位のみが対応する形になっている。この場合、阿祢神社本の祖本で校訂（あるいは誤写）が行われたのである。

「表2」は、阿祢神社本・神田本（親本）が高野宮本とのみ共有する異同である。先述したように『俗解鈔』本文は高野宮本に近く、「表1」の高野宮本・郷原家本

[表1]

| 都名 | 行番 | 案名 | 阿波神社木(木文) | 阿波神社木(房書等) | 神田木(親木) | 神田木(本文) | 本文への所為 | 神田木(房書) | 歷傳本 | 勝部氏木 | 高野宮木 | 御原家木 |
|--------|-----------|---------------|----------------|------------|--------------|--------------|-------------|--------------------|---------------|-----------|-------------|-------------|
| 1 意宇郡 | 67 郡名 | 縫折絕 | 阿波神社木(木文) | 阿波神社木(房書等) | 神田木(親木) | 神田木(本文) | 本文への所為 | 神田木(房書) | ×「縫」折絶 | ×「縫」折絶 | 縫折絶 | 縫折絶 |
| 2 意宇郡 | 83 尾代郷 | 乘坐伊支 | 來坐伊支 | 社を繕り消し | 天坐社伊支 | 來坐社伊支 | 折を繕り消し | 同作折 | 來坐「社イ」伊支 | 來坐「社イ」伊支 | 縫折絶 | 縫折絶 |
| 3 意宇郡 | 88 安来郷 | 此處而昭吾 | 此處而昭吾 | 此處而昭吾 | 天坐社伊支 | 來坐社伊支 | 此處而昭吾 | 此處而昭吾 | 來坐「社イ」伊支 | 來坐「社イ」伊支 | 縫折絶 | 縫折絶 |
| 4 意宇郡 | 94 安来郷 | 前説鑑撰 | 前説鑑撰 | 前説鑑撰 | 天平里故云餘戸也郡 | 天平里故云餘戸也郡 | 前説鑑撰 | 前説鑑撰 | 天平里故云餘戸也 | 天平里故云餘戸也 | 縫折絶 | 縫折絶 |
| 5 意宇郡 | 125 餘戸里 | 山如也 | 大一里故云餘戸也郡 | 大一里故云餘戸也郡 | 大一里故云餘戸也郡 | 大一里故云餘戸也郡 | 大二に加筆? | 本ニ縫鋒トアリ | 天平里故云餘戸也 | 天平里故云餘戸也 | 縫折絶 | 縫折絶 |
| 6 意宇郡 | 133 出雲神戸 | 伊津奈枳 | 伊津奈枳 | 伊津奈枳 | 伊佐奈枳 | 伊佐奈枳 | 本作伊井 | 本作伊井 | 伊佐奈枳 | 伊佐奈枳 | 伊津奈枳 | 伊津奈枳 |
| 7 意宇郡 | 153 新造院 | 置都根宿 | 置都根宿 | 置都根宿 | 置都根宿 | 置都根宿 | 本作根 | 本作根 | 置都根宿 | 置都根宿 | 置都根宿 | 置都根宿 |
| 8 意宇郡 | 163 神社 | 鷲蛇支社 | 鷲蛇支社 | 鷲蛇支社 | 伊陀支社 | 伊陀支社 | 本作意 | 本作意 | 伊陀氏社 | 伊陀氏社 | 意陀支社 | 意陀支社 |
| 9 意宇郡 | 184 草木 | 鷦鷯 | 鷦鷯 | 鷦鷯 | 鷦鷯 | 鷦鷯 | 本鷦ナリ | 本鷦ナリ | 鷦鷯 | 鷦鷯 | 鷦鷯 | 鷦鷯 |
| 10 意宇郡 | 200 鳥神鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 | 荒頭山高 | 荒頭山高 | 荒頭鳴 | 荒頭鳴 |
| 11 鳥根郡 | 236 美保郷 | ×造天下太神 | ×造天下太神 | ×造天下太神 | 所*造天下大神 | 所*造天下大神 | 本才ニ半次 | 本才ニ半次 | 所造天下 | 所造天下 | ×造天下 | ×造天下 |
| 12 鳥根郡 | 245 法吉郷 | 宇武賀比賣命 | 宇武賀比賣命 | 宇武賀比賣命 | 宇武加比賣命 | 宇武加比賣命 | 本作貢 | 本作貢 | 宇武賀比賣命 | 宇武賀比賣命 | 宇武賀比賣命 | 宇武賀比賣命 |
| 13 鳥根郡 | 254 女岳山 | *女岳山 | [有峰山イニ] | 女岳山 | 女岳山 | 女岳山 | 女岳× | 女岳× | 女岳× | 女岳× | 女岳山イ | 女岳山 |
| 14 鳥根郡 | 260 草木 | 梅・柘榴 | 梅・柘榴 | 梅・柘榴 | 海・柘榴 | 海・柘榴 | 海・柘榴 | 海・柘榴 | 海柘榴 | 海柘榴 | 梅・柘榴 | 梅・柘榴 |
| 15 鳥根郡 | 267 加賀川 | 郡家正北* | 郡家正北* | 郡家正北 | 郡家西北 | 郡家西北 | 本正ヒトアリ | 本正ヒトアリ | 郡家西北 | 郡家西北 | 郡家正北 | 郡家正北 |
| 16 鳥根郡 | 271 銚邑 | 周一里 | 周一里 | 周一里 | 周三里 | 周三里 | 本トアリ | 本トアリ | 周一里 | 周一里 | 周一里 | 周一里 |
| 17 鳥根郡 | 275 朝柏村戸 | 此端* | 此端* | 此端* | 此端* | 此端* | 本作誤非款 | 本作誤非款 | 此端 | 此端 | 此端 | 此端 |
| 18 鳥根郡 | 295 鰐蛇鳴 | 此端* | 「此端一本作津」 | 此端* | 此端* | 此端* | 本作羽非款 | 本作羽非款 | ×海「津」 | ×「比」津 | ×「比」津 | ×「比」津 |
| 19 鳥根郡 | 308 宇里溝 | 宇里溝 | 宇里溝 | 宇里溝 | 宇由比溝 | 宇由比溝 | 本北ヒタツ | 本北ヒタツ | 宇由比溝 | 宇由比溝 | 宇由比溝 | 宇由比溝 |
| 20 鳥根郡 | 327 千鈞兵 | 郡家西北廿九里口歩 | 郡家西北廿九里口歩 | 郡家西北廿九里口歩 | 郡家東北廿九里口歩 | 郡家東北廿九里口歩 | 本写ニ西ヒ廿九里口歩 | 本写ニ西ヒ廿九里口歩 | 郡家西北廿九里口歩 | 郡家西北廿九里口歩 | 郡家西北廿九里口歩 | 郡家西北廿九里口歩 |
| 21 鳥根郡 | 331 真屋鳴 | 真屋鳴 | 真屋鳴 | 真屋鳴 | 真屋鳴 | 真屋鳴 | 八十步 | 八十步 | 真屋鳴 | 真屋鳴 | 真屋鳴 | 真屋鳴 |
| 22 鳥根郡 | 336 加賀神崎 | 東西北道 | 東西北道 | 東西北道 | 東西北道 | 東西北道 | ■を繕り消し | ■を繕り消し | 東西北道 | 東西北道 | 東西北道 | 東西北道 |
| 23 鳥根郡 | 339 加賀神崎 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 本写ニ御祖支佐加地賣命 | 本写ニ御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 | 御祖支佐加地賣命 |
| 24 鳥根郡 | 353 通道 | 中海八十步 | 中海八十步 | 中海八十步 | 中海八十步 | 中海八十步 | 本作海八十步 | 本作海八十步 | 中海八十步 | 中海八十步 | 中海八十步 | 中海八十步 |
| 25 鳥根郡 | 358 郡司 | 社接石若 | 社接石若 | 社接石若 | 社部ニ石至2 | 社部ニ石至2 | 繕り消し | 繕り消し | *1朱注あり。*2作若非款 | 社接石臣 | 社接石若 | 社接石若 |
| 26 鳥根郡 | 397 郡勢野山 | 藤枝爭*1土*2 イ | 胡粉で塗抹、「等 イ」 | 藤枝爭士 | 藤枝爭*1・2 | 藤枝爭*1・2 | *2「茅イニ上」 | *1本写ニ第2作争士 | 藤枝爭等 | 藤枝爭等 | 藤枝爭士 | 藤枝爭士 |
| 27 鳥根郡 | 424 恵雲浜 | 嶋根郡也御内報部也 | 嶋根郡也御内報部也 | 嶋根郡也御内報部也 | 嶋根郡也*1西*2秋鹿郡 | 嶋根郡也*1西*2秋鹿郡 | *1*2際の消し | *2本写ニ郡内報部二作 川非狀 | 嶋根郡西者鹿郡内也 | 嶋根郡西者鹿郡内也 | 嶋根郡也御内報部也 | 嶋根郡也御内報部也 |
| 28 秋鹿郡 | 437 郡司 | 外正八位下 | 大鏡*正刀位下 | 大鏡*正刀位下 | 本ニ外アリ是非款 | 本ニ外アリ是非款 | 正八位下 | 正八位下 | 外正八位下 | 外正八位下 | 外正八位下 | 外正八位下 |
| 29 鳥根郡 | 352 真屋鳴 | 周ハナツ歩 | 「里イ」 | 周ハナツ歩 | 周六里 | 周六里 | 本ハナツ歩トアリ | 本ハナツ歩トアリ | 周六里 | 周六里 | 周六里 | 周六里 |
| 30 意宇郡 | 201 子鳴、羽鳥 | 子鳴 | 子鳴 | 子鳴 | 子鳴、子鳴 | 子鳴、子鳴 | 子鳴、羽鳥 | 子鳴、羽鳥 | 子鳴、羽鳥 | 子鳴、羽鳥 | 子鳴、羽鳥 | 子鳴、羽鳥 |
| 31 鳥根郡 | 235 梅染郷 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 號鷦鷯手染 | 號鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 | 猶鷦鷯手染 |
| 32 鳥根郡 | 269 法吉坂 | 鷦鷯・羽須毛 | 鷦鷯・羽須毛 | 鷦鷯・羽須毛 | 鷦鷯・鷦鷯 | 鷦鷯・鷦鷯 | 鷦鷯鷦鷯手染 | 鷦鷯鷦鷯手染 | 鷦鷯鷦鷯 | 鷦鷯鷦鷯 | 鷦鷯鷦鷯 | 鷦鷯鷦鷯 |
| 33 鳥根郡 | 258 草木 | 五味子・淡・苦參・獨活 | 五味子・淡・苦參・獨活 | 五味子・淡・獨活 | 本ニ苦參アリ | 本ニ苦參アリ | 淡・五味子・獨活 | 淡・五味子・獨活 | 淡・五味子・苦辛 | 淡・五味子・苦辛 | 淡・五味子・苦參・獨活 | 淡・五味子・苦參・獨活 |
| 34 秋鹿郡 | 392 足日山 | 郡家正北七里 | 郡家東北七里 | 郡家東北七里 | 郡家東北七里 | 郡家東北七里 | 郡家東北七里 | 郡家東北七里 | 郡家正北一里 | 郡家正北一里 | 郡家正北一里 | 郡家正北一里 |

【内例】阿祐神社木(木文)・神田木(親木)の大字が共用する異同。*が付く文字に校訂、傍書。「 」は傍書の内容。『 』は重ね書き。×は脱字。下表も同じ。

[表2]

| 都名 | 行番 | 条名 | 阿苏神社本(本文) | 阿苏神社本(傍書等) | 神田本の親本 | 神田本(本文) | 本文への所為 | 神田本(傍書) | 歷傳本 | 勝部氏本 | 高野宮本 | 郷原家本 |
|--------|-----|------|---------------|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|------------|------------|----------|-----------|
| 1 意宇郡 | 135 | 出雲神戸 | 天下大神大穴持 | 天下大神大穴持 | 天下大神大穴持 | 天下大穴持 | 「大神」傍書 | 本大神ノ二字アリ是ナ リ | 天下大穴持 | 天下大穴持 | 天下大穴持 | 天下大穴持 |
| 2 意宇郡 | 137 | 賀茂神戸 | 太神×之御子 | 太神×之御子 | 太神命之御子 | 太神命之御子 | 太神命之御子 | 本ニナシ | 太神命之御子 | 太神命之御子 | 太神命■御子 | 太神命■御子 |
| 3 意宇郡 | 165 | 神社 | 以上州八所 | 以上州八所 | 以上四十八所 | 以上四十八所 | 以上四十八所 | 本州八トアリ非ナリ | 四十八所 | 四十八所 | 川八所 | 冊八所 |
| 4 意宇郡 | 185 | 草木 | 繁多也 | 繁多也 | 繁多* | 繁多* | 繁多* | 本也ノ字アリ | 繁多 | 繁多 | 繁多也 | 繁多 |
| 5 意宇郡 | 192 | 意宇河 | 入于人海 | 入于人海 | 入于入海 | 入于入海 | 入于海 | 本右二同シ | 入于海 | 入于海 | 入于入海 | 入々海 |
| 6 峰根郡 | 234 | 手染郷 | 丁寧所造 | 丁寧所造 | 丁寧所造 | 丁寧所造 | 丁寧所造 | 本所ノ字アリ | 丁寧×造 | 丁寧×造 | 丁寧所造 | 丁寧×造 |
| 7 峰根郡 | 240 | 方筋郷 | 須佐×鳥命 | 須佐×鳥命 | 須佐×鳥命 | 須佐×鳥命 | 須佐能鳥命 | 本ナシ非訛 | 須佐能鳥命 | 須佐能鳥命 | 須佐鳥命 | 須佐素养 |
| 8 峰根郡 | 242 | 生馬郷 | 二百九歩 | 「六」 ² に加筆 「九」、下に「十」 | 二百六歩 | 二百九歩 | 二百九歩 | 本六トアリ | 二百九歩 | 二百九歩 | 二百六「九イ」歩 | 二百九歩 |
| 9 峰根郡 | 243 | 生馬郷 | 詔×御子 | 詔×御子 | 詔吾*御子 | 詔吾*御子 | 詔吾御子 | 本ナシ | 詔吾御子 | 詔吾御子 | 詔吾「吾」御子 | 詔吾御子 |
| 10 峰根郡 | 250 | 千酌郷 | 猶號千酌郷 | 猶號千酌郷 | 猶號千酌 | 猶號千酌 | 猶號千酌 | *1本ナシ非訛 ² 本郷ノ 字アリ非ナリ | 猶千酌号 | 猶千酌号 | 猶千酌郷 | 猶千酌郷 |
| 11 峰根郡 | 250 | 神社 | 布自伎美社 | 布自伎美社 | 布自伎美社 | 布自伎美社 | 布自伎美社 | 本作美 | 布自伎美社 | 布自伎美社 | 布自伎美社 | — |
| 12 峰根郡 | 250 | 神社 | 同波夜都武自社 | 同波夜都武自社 | 同波夜都武志*1*2社 | 同波夜都武志*1*2社 | 同波夜都武志*1*2社 | ナシ | 同波夜都武志社 | 同波夜都武志社 | 同波夜都武志社 | — |
| 13 峰根郡 | 250 | 神社 | 川上社 | 川上社 | 川上社 | 川上社 | 川上社 | 本作川 | 川上社 | 川上社 | 川上社 | — |
| 14 峰根郡 | 250 | 神社 | 小佐野井加志能為 社 | 小佐野井加志能為 社 | 小佐野井加志能為 社 | 小佐野井加志能為 社 | 小佐野井加志能為 社 | アリ | 本野井ノ字アリ能ノ字 | 同野井ノ字アリ能ノ字 | 小佐加志能為社 | 小佐野井丸志能為社 |
| 15 峰根郡 | 252 | 神社 | 荒波比社 | 荒波比社 | 阿*荒波比社 | 阿*荒波比社 | 阿*荒波比社 | 本作荒非坂 | 阿羅波比社 | 阿羅波比社 | 荒波比社 | — |
| 16 峰根郡 | 252 | 神社 | 同×社 | 同×社 | 同×社 | 同×社 | 同×社 | 本此二字ナシ | 同蛭崎社 | 同蛭崎社 | 同社 | — |
| 17 峰根郡 | 252 | 神社 | 河原社 | 河原社 | 河原社 | 河原社 | 河原社 | 本作河 | 河原社 | 河原社 | 河原社 | — |
| 18 峰根郡 | 252 | 神社 | 同加左那志社 | 同加左那志社 | 加佐奈子社 | 加佐奈子社 | 加佐奈子社 | 「同」ニアリ | 加佐奈子社 | 同加左那志社 | — | — |
| 19 峰根郡 | 252 | 神社 | 捨蓋社 | 捨蓋社 | *比加陵社 | *比加陵社 | *比加陵社 | 本捨蓋トアリ | 比加陵社 | 比加陵社 | 捨蓋社 | — |
| 20 峰根郡 | 252 | 神社 | 稻穂社 | 稻穂社 | *伊奈須美社 | *伊奈須美社 | *伊奈須美社 | 本作稻穂 | 伊奈須美社 | 伊奈須美社 | 稻穂社 | — |
| 21 峰根郡 | 252 | 神社 | 稻上社 | 稻上社 | *伊奈阿氣社 | *伊奈阿氣社 | *伊奈阿氣社 | 本作稻上 | 伊奈阿氣社 | 伊奈阿氣社 | 稻上社 | — |
| 22 峰根郡 | 252 | 神社 | 布汲保社 | 布汲保社 | 布汲保社 | 布汲保社 | 布汲保社 | 本作布 | 布汲保社 | 布汲保社 | 布汲保社 | — |
| 23 峰根郡 | 252 | 神社 | 一矢社 | 一矢社 | 一本作矢 | 一本作矢 | 一本作矢 | 一本作矢 | 一矢社 | 一矢社 | 一矢社 | — |
| 24 峰根郡 | 252 | 神社 | 勝間社 | 勝間社 | *加都麻社 | *加都麻社 | *加都麻社 | 一本作勝間 | 加都麻社 | 加都麻社 | 勝間社 | — |
| 25 峰根郡 | 253 | 神社 | 高七丈 | 高七丈 | 本高七丈トアリ二百脱 | 高二百七十丈 | 高二百七十丈 | 高七丈 | 高七丈 | 高七丈 | 高×「七」丈 | — |
| 26 峰根郡 | 258 | 草木 | 諸山野所在 | 諸山野所在 | 諸山野所在 | 諸山野所在 | 諸山野所在 | 本野ノ字アリ是訛 | 諸山野所在 | 諸山野所在 | 諸山野所在 | 諸山野所在 |
| 27 峰根郡 | 263 | 水草河 | 入于人海 | 入于人海 | 本入 ■ ■ …是訛 | 本入 ■ ■ …是訛 | 本入 ■ ■ …是訛 | ×××× | 入于人海 | 入于人海 | 入々海 | — |
| 28 峰根郡 | 284 | 前原崎 | 常住波×南海 | 常住波×南海 | 常住波之南海 | 常住波之南海 | 常住波之南海 | 本写二ナシ | 常住波之南海 | 常住波之南海 | 常住波之南海 | 常住波之南海 |
| 29 峰根郡 | 312 | 土鷲 | 十船可漕泊 | 十船可漕泊 | 十船可泊 | 十船可泊 | 十船可泊 | 故 | 十船可泊 | 十船可泊 | 十船可泊 | 十船可泊 |
| 30 峰根郡 | 319 | 方結浜 | 廣一百八十步 | 廣一百八十步 | 廣一里八十步 | 廣一里八十步 | 廣一里八十步 | 本作百 | 廣一里八十步 | 廣一里八十步 | 廣一里八十步 | 廣一里八十步 |
| 31 峰根郡 | 350 | 北海雜物 | 字或作野× | 字或作野× | 抹消符 | 抹消符 | 抹消符 | 本作ナシ | 字或作野菜 | 字或作野菜 | 字或作野菜 | 字或作野菜 |
| 32 秋鹿郡 | 399 | 草木 | 貝母・×× | 貝母・×× | 貝母・牡丹* | 貝母・牡丹* | 貝母・牡丹* | 本写二ナシ | 貝母・牡丹 | 貝母・牡丹 | 貝母・牡丹 | 貝母・牡丹 |
| 33 秋鹿郡 | 401 | 草木 | 薇・× | 薇・× | 本写二ナシ | 本写二ナシ | 本写二ナシ | 薇・蕨 | 薇・蕨 | 薇・蕨 | 薇・蕨 | 薇・蕨 |

で共有する異同も、高野宮本に近い写本を介したと見てよいだろう。

高野宮本との関係では、いくつか注目すべき点がある。

一つは、嶋根郡朝酌郷条と山口郷条の記載順である。脱落本・補訂本とともに多くの写本は朝酌郷・山口郷の順で各郷条を記載するが、高野宮本と阿祢神社本は山口郷・朝酌郷の順で記載している。神田本にも朝酌郷条に朱書で「本ニ山口ノ下ニアリ」と書入され、親本は高野宮本と同じであったと分かる。

また、嶋根郡前原埼条での「本草綱目」の一文の竄入も特徴的である。この一文は蓬左文庫本や日御崎神社本で嶋根郡堀崎条に付された頭注に由来する。ところが、高野宮本では堀崎条の前条の前原埼条に竄入し本文化している。これについても、阿祢神社本・神田本はともに高野宮本と同様なのである。すなわち、この竄入は高野宮本、阿祢神社本、神田本の共通の祖本で生じたものを継承したと言える。さらに、嶋根郡神社条(11～24)の異同が、阿祢神社本・神田本(親本)ともに歴博本・勝部氏本ではなく、高野宮本で補訂された神社名と一致することが注目される。

高野宮本の神社条の補訂を見ると、本文と別筆で、書写後の書人と言える。ただし、本文書写時に脱落本で共通して記載される四つの神社名を記した後、空白を作り、さらに丁面を改めて半丁全てを空白とし、またその丁の裏にも二行分の空白を作って、次の条文を記している。なお、四つの神社名は後で付箋が貼付され、改めて補訂の神社名が記される。数行分の空白は郷原本などにも見られるが、このようないくつかの空白は他例に無く、補訂を予定して書写されたようにも捉えられる。したがって、補訂は本文書写後に間もなく行われたと考えられよう。

また、その補訂は、本文と奥書の間に書入された日御崎神社本の奥書と「埼」の旁などから同筆と考えられる。この奥書の書入は狭い行間に軸を斜めに記されており、補足的に記されたようである。この書入には同筆で「此風土記ト申ハ日御崎建立ノ時紀州様ヨリ御寄進在之、其時御添書ヲ爰ニ書載畢ヌ」と付註があり、その経

緯も分かる。同じ奥書を載せる『俗解鈔』にかかる注記は見られないため、高野宮本での書入が先行することは明らかである。

こうした様相からすると、『俗解鈔』本文は高野宮本と祖本を同じくしており、高野宮本での補訂や書入を踏まえて成立したと見ることができる。

② 「風土記鈔」との関係

次に、阿祢神社本・神田本と『風土記鈔』(歴博本・勝部氏本)との関係を見る。「表3」は、阿祢神社本・神田本(親本)の一方が『風土記鈔』と異同を共有しかつ、一方が高野宮本・郷原本と異同を共有する例で、かかる異同を多数確認できる。

一方、31～45は神田本が『風土記鈔』と共有する例である。とりわけ、24～30から郡神社条「朝酌上社」の記載順である。これについて、『風土記鈔』では非神祇公社「朝酌下社」の前に記すのに対し、高野宮本では非神祇公社「玉結社」と「河原社」の間に記しているが、阿祢神社本は高野宮本の記載順を踏襲し、神田本は『風土記鈔』の記載順と一致させる。神田本に朱書の書入はなく、親本も同じと見られる。同神社条は高野宮本の補訂に由来すると考えられることから、神田本の祖本の段階で『風土記鈔』による校訂が行われ、記載順に変更が生じたと考えられる。神田本と歴博本で共有する異同(43～45)があることから、その校訂は歴博本系統の『風土記鈔』に依拠した可能性がある。

このように、阿祢神社本と神田本では、共通の祖本から分派した後、各系統で『風土記鈔』との対校が行われ、字句が校訂されたと考えられる。

[表3]

| 部名 | 行番 条名 | 阿沛神社本(本文) | 阿沛神社本(傍證等) | 神田本の原本 | 神田本(本文) | 本文への所附 | 神田本(写真) | 歷海本 | 勝沼本 | 高野本 | 御源本 |
|--------|----------|-----------|------------|--------------|-------------|---------------|----------|---------------|---------------|------------|-----------|
| 1 鮎宇都 | 74 鮎名 | 国者引×詔 | | 国者引詔 | 國○引×詔 | [引者引] 摺り消し | 本・音アリ符字誤 | 国者引 [乾] ×詔 | 国者引詔 | 国者引詔 | 国者引詔 |
| 2 鮎宇都 | 143 記部神戸 | | | 日集成子 | 日集成子 | | | 本作非款 | 成市 | 成子 | 成子 |
| 3 鮎宇都 | 146 狩冥寺 | 有食人脚中 | | 在山城源中 | 在山城源中 | | | 木ノ城アリ不審 | ×食人脚中 | 有山城源中 | 在山城源中 |
| 4 鮎宇都 | 149 新豐院 | 蘿祖御呂品 | | 蘿祖御呂品 | 蘿祖御呂品 | | | 猪口呂 | 猪口呂 | ■「自」麻呂 | |
| 5 鮎宇都 | 152 新豐院 | 東南三十一里 | | 廿一里 | 東南卅一里 | | | 作廿 | 卅一里 | 廿 [干]イ二一里 | 廿 [干]一里 |
| 6 鮎宇都 | 161 神社 | ×狛井高守社 | | 狛井高守社 | *狛井高守社 | *1本同字アリ×2本守ノ | 狛井高守社 | 狛井高守社 | 同狛井高社 | 狛井高 [守イ] 社 | |
| 7 鮎宇都 | 191 風扇川 | 入于大・海 | | 入于入海 | 入于入海 | 本入・天入・海トアリ | 入于入海 | 入于入海 | 入于入海 | 入于入海 | |
| 8 鮎宇都 | 192 鮎宇都 | 北流 | | 西・北・流 | 西・北・流 | *本ナニ×2本川非款 | 無位 | 無位 | 无位 | 无位 | |
| 9 鮎宇都 | 212 郡司 | 無位 | | | | ■ナシ2種本三題ハキ力 | 傳都久辰辰為命 | 傳都久辰辰為命 | ×都久辰×命希 | 傳都久辰×命希 | |
| 10 鮎宇都 | 237 美深郡 | 鶴都久辰々為命 | | | | 傳都久辰辰為命 | 生馬社 | 生馬社 | 生馬 [馬イ] 社 | — | |
| 11 鮎宇都 | 252 神社 | 生馬社 | | | | 本作明款 | 本作明款 | 本作明款 | 本作明款 | — | |
| 12 鮎根都 | 257 小倉山 | 郡家正東 | | 郡家西北* | | /傳都久辰ノ堤故 | 郡家正西 | 郡家正東 [西] /「南」 | 郡家正東 [西] /「南」 | | |
| 13 鮎根都 | 265 大鳥山 | —十二里×—十步 | | —十二里—百二十步 | —十二里—百二十步 | | | —十二里—十步 | —十二里—百二十步 | —十二里—百二十步 | |
| 14 鮎根都 | 273 韶御足御 | 朝御足御 | | 朝御足御 | 朝御足御 | 朝御足御 | | 朝御足御 | 朝御足御 | 朝御足御 | |
| 15 鮎根都 | 316 圓鷗 | 圓鷗 | | 圓鷗 | 圓鷗 | 作垂 | | 圓鷗 | 圓鷗 | 圓鷗 | |
| 16 鮎根都 | 342 斐德鳥 | 周八丈步 | | 周八十步* | 本作丈非ナリ | | | 周八十步 | 周八丈步 | 周八丈步 | |
| 17 鮎根都 | 347 手祐鳥 | 有×脩 | | 有二脩 | 有二脩 | 有ノ二脩 | 有二脩 | 有二脩 | 有二脩 | 有二脩 | |
| 18 鮎根都 | 355 通道 | —十九里 | | —十九里 | —十九里 | 本作引ナリ | | —十九里 | —十九里 | —十九里 | |
| 19 秋鹿郡 | 361 伊豫鄉 | 出雲鄉 | | 出雲鄉 | 出雲鄉 | *1本作引ナリ×2本作御也 | 出雲鄉 | 出雲鄉 | 出雲鄉 [イニナシ] | 出雲鄉 [イニナシ] | |
| 20 秋鹿郡 | 367 鄭野妙山 | 峯中川瀬2 | | *1「翁イ」*2「渥イ」 | 峯中川瀬 | 峯中川瀬* | 峯中川瀬 | 峯中川瀬 | 峯中川瀬 | 峯中川瀬 | |
| 21 秋鹿郡 | 404 佐太河 | 多久川尾也 | | 多久川尾也* | 多久川尾也 | 本写二ナシ | | 多久川尾也 | 多久川尾也 | 多久川尾也 | |
| 22 秋鹿郡 | 416 杜原池 | 杜原池 | | 杜原池 | 杜原池 | 杜原池 | | 杜原池 | 杜原池 | 杜原池 | |
| 23 鮎宇都 | 101 安来郷 | 列中大— | | 列中央* | 列中央* | 和尠 | [天] 加筆 | 本作非款 | 中大— | 中央× | 中天 [大二] — |
| 24 鮎記 | 20 日鹽玉 | 日鹽玉 | | 日鹽玉 | 日鹽玉 | 本圖一 | 本圖一 | 本作非款 | [里]— | [里]× | [里]× |
| 25 鮎宇都 | 110 飾人郷 | 多久川尾也 | | 多久川尾也 | 多久川尾也 | 本作非款 | 本作非款 | 本作非款 | 日宣 [鹽二] 臣 | 日宣 [鹽二] 臣 | 日宣× |
| 26 鮎宇都 | 198 津明野枝 | 序蓋 | | 序蓋 | 序蓋 | 序蓋 | | 序蓋 | 新夢 | 新夢 | |
| 27 鮎根都 | 249 千筋沢 | 此處生然若則 | | 此處坐・各者則 | 此處坐・各者則 | 作生 | | 比處生 [坐也] 然者則 | 此處坐然若則 | 此處坐然若則 | |
| 28 鮎根都 | 277 韶御足御 | 自然成靈 | | 自然成靈* | 自然成靈* | 本作羽狀 | | 自然成靈 | 自然成靈 | 自然成靈 | |
| 29 鮎根都 | 277 韶御足御 | 浦白鰐水深 | | 浦白鰐水深 | 浦白鰐水深 | 本作羽狀非款 | 撮り羽ル・加筆 | 浦白鰐水深 | 浦白鰐水深 | 浦白鰐水深 | |
| 30 鮎根都 | 291 堀詰鳥 | 鷹等之類 | | 鷹等之類 | 鷹等之類 | 本作路状 | | 路 路也 等之類 | 路 路也 等之類 | 路 路也 等之類 | |
| 31 鮎記 | 18 石見御合 | 御差拾蓋 | | 御差拾蓋 | 御差拾蓋 | 御差拾蓋 | | 御差拾蓋 | 御差拾蓋 | 御差拾蓋 | |
| 32 鮎宇都 | 56 郡名 | 石見國與出雲國 | | 石見 [國] 与出雲國 | 石見 [國] 与出雲國 | 石見國與出雲國 | | 石見國與出雲國 | 石見國與出雲國 | 石見國與出雲國 | |
| 33 鮎宇都 | 165 神社 | 置在神祇官 | | 並在神祇官 | 並在神祇官 | | | 置在神祇官 | 置在神祇官 | 置在神祇官 | |
| 34 鮎宇都 | 169 神社 | 布字社 | | 布字社 | 布字社 | 〔宗〕 | 布宗社 | 布字 [宗イ] 社 | 布字社 | 布字社 | |
| 35 鮎宇都 | 170 神社 | 所監體不在 | | 所監不在 | 所監不在 | 所監不在 | | 所監不在 | 所監不在 | 所監不在 | |
| 36 鮎宇都 | 184 茅木 | 助鳥也 | | 鷗鳥 | 鷗鳥 | 本・鳥アリ | 惡鳥也 | 惡鳥也 | 効鳥也 | 効鳥也 | |
| 37 鮎根都 | 252 神社 | 朝的上社 | | ××× | ××× | | | ××× | ××× | — | |
| 38 鮎根都 | 252 神社 | 吹矢社 | | 吹夜社 | 吹夜社 | | | 吹夜社 | 吹夜社 | 吹夜社 | |
| 39 鮎根都 | 258 塚祖鳥 | 在祖祖鳥 | | 在祖祖鳥 | 在祖祖鳥 | 作有 | | 有祖祖 | 有祖祖 | 在祖祖鳥 | |
| 40 鮎根都 | 301 戸江利 | 伯耆都内 | | 伯耆都内 | 伯耆都内 | | | 伯耆都内 | 伯耆都内 | 伯耆都内 | |
| 41 鮎根都 | 318 玉船兵 | 又占百姓×家 | | | | | | | 亦有百姓之家 | 又占百姓之家 | |
| 42 鮎根都 | 344 苏端 | 生×海藻 | | 生紫菜海藻 | 生紫菜海藻 | | | 生紫菜海藻 | 生紫菜海藻 | 生紫菜海藻 | |
| 43 終記 | 22 里二十三 | | | 里廿二 | 里廿三* | | | 里十二 | 里十三 | 里十三 | |
| 44 鮎字記 | 41 終記 | 以上一拾臺 | | 以上一拾臺* | 以上一拾臺* | | | 此蓋字本ニナシ写ニアリ | 《蓋合》 | 《蓋合》 | 《蓋合》 |
| 45 鮎字記 | 182 草木 | 秋 | | 杉 | 杉 | 秋 | | 秋 | 秋 | 秋 | |

② 『俗解鈔』本文の祖本の形態

阿祢神社本と神田本の本文を検討すると、その祖本の様相や転写段階の校訂が窺える。ここでは『俗解鈔』本文の祖本について、前項を踏まえて考えてみたい。

まず注目したいのは、神田本の秋鹿郡長江川条に付された朱書の書入である。

長江川条は脱落本では脱落し、『風土記鈔』など補訂本では補訂される条文の一つである。ところが、神田本に付された朱書の書入には「本写ニ長江川脱落ス不審」とある。つまり、神田本の親本では長江川条は脱落していたのである。補訂本に位置付けられる『俗解鈔』の祖本の本文が脱落本に近い形を残していたと言えるのは注意すべきことである。

さらに、意宇郡冒頭の目録に見える「黒田駅家」も注目される。神田本に朱書の書入で「此四字本書ナシ」とあり、親本では脱落していたと分かる。これも脱落本で脱落する特徴的な字句である。しかし、高野宮本では「黒田駅家」が記されており、このことからすると、『俗解鈔』の祖本は高野宮本の後継ではなく、並列の関係にあると考えられる。

一方で、脱落本で脱落する、嶋根郡加賀郷条や同郡多久川条、神門郡宇比多伎山条は阿祢神社本・神田本で補訂されている。

ただし、阿祢神社本の加賀郷条の補訂文は、歴博本の同条補訂文の冒頭一五字を欠落させたものである。⁽²²⁾これと同じ補訂文が高野宮本にも書入されており、同郡神社条と同様に高野宮本の書入を反映させたと考えられる。なお、神田本は歴博本に近い補訂文を記すが、判読不明の朱書の書入があり、神田本（親本）も阿祢神社本と同文であった可能性がある。

阿祢神社本の加賀郷条の方位「正北」が高野宮本とだけ一致することから同条は高野宮本に近いと分かるが、長江川条の例からすると、その祖本では補訂されていなかった可能性が考えられる。なお、多久川条についても同様に考えられる。

さらに、宇比多岐山条については高野宮本が「宇比龍山」とするのに対して、阿

弥神社本・神田本は「宇比多岐山」として一致しない。長江川条の例から考えると、

ここも祖本では脱落しており、後に『風土記鈔』で校訂されたのではなかろうか。

このように、『俗解鈔』本文の祖本は脱落本の様相を残したものであり、高野宮本の影響を受けて嶋根郡加賀郷条の一部や同郡神社条などを補訂した形態であったと考えられる。したがって、脱落本・補訂本の範疇では位置付けられないのではないか。

(二) 神田本鈔文の検討

次に、神田本『俗解鈔』の鈔文（注釈文）を検討する。

神田本の鈔文については、大日方克己氏による研究がある。大日方氏は、歴博本『風土記鈔』の後継本である桑原本『風土記鈔』と比較し、桑原本の文をさらに解釈して、より具体的に分かり易く表現を変えたり、独自の情報を補つたりしている点が神田本の特徴であると指摘する。⁽²³⁾

まず、神田本と阿祢神社本の鈔文を比較すると、文字の相違はあるが、基本的に同内容である。しかしながら、神田本は阿祢神社本の鈔文をかなり省略していることが分かる。神田本が全ての神社条の鈔文を省略することが一例で、阿祢神社本には神社条の鈔文が記載されることから、『俗解鈔』の神社条には本来鈔文が存在したと考えられる。

神田本の鈔文を見ると、現地比定を中心に記し、その土地に関わる故事を一部の条文に付す傾向が見てとれる。一方で、現地比定に関連しない情報、祭神の比定あるいは著者・岸崎時照の見解などは省略しており、鈔文を短くする傾向が見出せる。また、神田本独自の鈔文への加筆は表現の変更程度にとどまり、新たな見解が加えられることは少ない。

六道驛家、比天平者于白石濱、今十八町以西在六道之廓矣、大穴持命追來之猪犬像石者今白石本郷村石宮大明神、是也、乃完道社、然者、羽父志村正字可為白猪石款、今略曰白石（中略）有白石金山完道正重居城之旧墟、比天平者、佐佐布村為意宇出雲為二郡之界、故以伊自美社、書于出雲郡中、弘治年中、出雲郡學頭村高清水之城主米原平内兵衛、領於此邊之時、從完道馳精兵、以略取伊自見村軍原之邊、而後於此、伊自見村遂屬於意宇郡、又按和名抄有来待郷、但能美郡割分時、以里為郷款

○阿祢神社本『俗解鈔』完道郷条鈔文

六道驛家、天平之比、在白石濱、今者十八町西在六道廓、大己貴命追猪犬像石者白石本郷村石宮大明神是也、然者羽久志村正字可為白猪石今略云白石乎（中略）白石金山有六道正重居住之古城、天平之比、以佐々布村意宇出雲為二郡之堺、故以伊志美社書出雲郡中、弘治年出雲郡學頭村高清水城主米原平内領此所之時、從

完道馳兵責略伊志見村軍原之邊、後伊自見村終入意宇郡也

○神田本『俗解鈔』完道郷条鈔文

大己貴命追來猪犬像石者白石本郷村石宮大明神是也、則是六道之社也、天平之比、以佐々布村意宇出雲為二郡之堺、故以伊自美社書出雲郡中、弘治年中出雲郡學頭村高清水城主米原平内領此處之時、完道五郎左衛門馳兵責伊自見村、而後終入意宇郡也

意宇郡完道郷条の鈔文について、歴博本・阿祢神社本・神田本の当該部分を右に

列記した。いずれも郡家からの里程と郷の領域に関する鈔文の後に記される。歴博本と阿祢神社本の鈔文中に太字で示したのが神田本の鈔文と対応する部分である。

各鈔文を比較すると、歴博本と阿祢神社本の（中略）部分には、「狹井高社」など風土記社の比定、白石での塙治高貞自害にまつわる旧跡などの記載があるが、こ

れを神田本では脱落させている。神田本では、完道郷条の郷名由来に関わる「石宮大明神」と、意宇郡と出雲郡の境界が変更された経緯のみを記しており、完道郷に直接関わらない付加的な情報は除いている。かかる姿勢は神田本の他の鈔文でも同様である。⁽²⁴⁾

このように見ると、大日方氏が「さらに解釈して、より具体的に分かり易く表現を変えたり、独自の情報を補った」とした神田本の評価は一考を要する。なお、大日方氏が例示したのは出雲郡健部郷条鈔文で、同条鈔文は神田本と阿祢神社本ほぼ一致する。神田本で鈔文が省略されるのは、郷域に關わる記載のためであろう。ところで、このような神田本における鈔文の省略が親本に由来するのか、厚敬自身によるものかという点が問題となるが、これについては判然としない。

そこで注目されるのが秋鹿郡神名火山・足日山条である。

○歴博本

〈本文・神名火山／足日山〉鈔云、九里四十步今一里十八町四十間、此山麓所謂有佐太~~大~~神社也、又足日山、郡家東北七里今一里六町、周一十里二百步今一里十二町、蓋今朝日山觀音寺七社權現之所座也、此記書惠梯毛社、則是也

○阿祢神社本

〈本文・神名火山／足日山〉鈔曰、神名火山郡家東北九里四十步者今一里十八町四拾間也、惠曇郷古浦内朝日山觀音寺七社權現之所坐也、此神社記書惠梯毛社矣、周一十四里今二里拾一町也、彼山麓佐田大神座山曰足日山、郡家東北七里今一里六町也、俗曰足日山於御笠矣

○神田本

〈本文・神名火山〉鈔曰、東北九里四十步者今路一里十八町四十間也、惠曇郷古浦内朝日山觀音寺七社權現之所坐也、此神社記書惠梯毛社矣、周一十四里今路二里十二町也、彼山麓佐田大神座也

〈本文・足日山〉鈔曰、東北七里者今路一里六町也、俗云三笠山也

歴博本・阿祢神社本では本文を神名火山条と足日山条の一連として、その後に鈔文を付けるが、神田本では神名火山条と足日山条の本文を分割し、それぞれに鈔文を付ける形に変えている。

鈔文の解釈を通して見ると、「佐大大神社」の所在について、歴博本では神名火山の麓とするが、阿祢神社本では神名火山の麓の「佐田大神」が所在する山を足日山と称すると、表現を変えている。そして、足日山を俗に「御笠」と言うとし、佐太神社の背後にある三笠山に比定する。その上で、神田本は阿祢神社本の解釈を踏まえて、分割した足日山条に「俗云三笠山也」と鈔文をつける。

神田本ではその他にも、本文の条文が本来は連続する嶋根郡布自伎美高山条・女岳条を分割して個々に鈔文を付けており、条文を分割する共通の方針があつたと考えられる。したがつて、秋鹿郡神名火山条・足日山条も、そうした方針に従つたと見られる。

かかる神田本での本文と鈔文の分割については、親本との異同を示す朱書の書入は認められない。嶋根郡朝酌郷条と山口郷条の記載の入れ替えには朱書の書入があり、それが厚敬の校訂に伴うと分かるが、秋鹿郡神名火山条・足日山条の分割は厚敬の書写以前に由来すると言える。本文異同にも、神田本の親本以前の段階で『風土記鈔』による校訂を受けた跡が認められ、本文・鈔文ともに厚敬が書写する前に人の手が入っていたと見るべきであろう。

一方で、鈔文の改変は、阿祢神社本にも散見される。例えば、嶋根郡手染郷条の鈔文を見ると、歴博本では別所村に「枕木山寺」ありとして、岸崎時照が公務の余暇に参詣した際の話を詳細に載せるが、阿祢神社本での当該部分は「觀世音應現之地也、聞往古者寺院繁多、今則不爾矣」と記し簡略化させている。⁽²⁶⁾さらに神田本に至っては阿祢神社本の鈔文も省略され、枕木山があると記すのみである。鈔文を簡潔にするのは『俗解鈔』の傾向とも言えそうである。

二、神田厚敬の学問的交流—本石橋家所蔵『続日本紀』をめぐつて—

(一) 神田厚敬について

神田本『俗解鈔』には、神田厚敬による書写の際の本文校訂や書写後の書入が多く認められ、厚敬の積極的な風土記研究の一端が窺える。

厚敬については、先掲の大日方克己氏⁽²⁷⁾や佐藤雄一氏⁽²⁸⁾の論考に詳しいが、ここで改めて触れておきたい。厚敬自身に関する史料は少ない中で、春日信風『雲陽人物誌』(島根県立図書館本)に次の記載がある。

厚敬 神門郡古志ノ人
氏ハ神田通称彦左衛門

隱居号常有号無味菴

俳号東庵詩歌を好む

国中の旧事に委しコノ

神田の家代々長寿アリ
家号天徳

厚敬は神門郡古志郷の人で、隠居して常有・無味菴と号し、あるいは俳号を東庵と称して詩歌を好み、国中の旧事に通じたとある。家の屋号は天徳で、代々長寿であつたともある。なお、厚敬は天保五年（一八三四）に八九歳で没した。⁽²⁹⁾

また、厚敬が文政十一年（一八二八）に著した『出雲國孝養伝』(島根県立図書館本)に記された追記には次の記載がある。⁽³⁰⁾

此出雲國孝養伝ハ文化より文政の頃、十郡々家へ行き郡役人に尋、先年より郡村の孝行ものを書集一冊を著作し、十郡下并松江両町の大年寄へ一部宛配分するの

由、安政七庚申の暮春神門郡々役人より書出し是に記し置なり

さらに、第三帙の巻四十の巻末には、「出雲国橋縫郡／国富八幡宮文庫」の印に重ねて、次の奥書きが記されている。

『出雲国孝養伝』をまとめるに際して、松江藩内十郡の郡役所を尋ねたとあり、厚敬の行動力を示している。さらに、各郡の郡役人や年寄と通じたことを示してお

り、厚敬の交友関係の広さが窺える。

そうした中で、厚敬は寛政十二年（一八〇〇）に神田本『俗解鈔』を書写し、天保四年（一八三三）には『出雲国風土記大成』をまとめたのである。

（二）本石橋家所蔵『続日本紀』と神田厚敬

神田厚敬に関する史料は、これまで右に示した文献の記載や典籍が知られるだけであったが、出雲市平田町の石橋家（以下、本石橋家^{〔31〕}）所蔵『続日本紀』が厚敬に関わる史料であることを新たに確認した。

近世における本石橋家は平田町の大地主であり、文久三年（一八六三）には津和野藩の国学者大国隆正が五ヶ月間、同邸に滞在したことでも知られる。^{〔32〕}

① 本石橋家所蔵『続日本紀』について

本石橋家所蔵『続日本紀』は、明暦三年（一六五七）に立野春節が校訂した刊本である。同種の『続日本紀』は全国に多数現存し、島根県内でも島根県立図書館や島根大学附属図書館などに所蔵されている。四十巻二十冊からなり、本石橋家所蔵『続日本紀』は七冊（巻一～巻十四）、七冊（巻十五～巻二十八）、六冊（巻二十九～巻四十）ごとに帙に納められている。各冊と帙の表紙はともに縲色であり、一体としてまとめられたようである。

各冊の巻首や巻末には「出雲国橋縫郡／国富八幡宮文庫」の朱印が押され、各帙の表には「歴史／廿一号／全廿冊／三包ノ内」と記した付箋が貼られている。これらの蔵書印や記載から、この『続日本紀』は国富八幡宮の文庫にあったと分かる。^{〔33〕}

寛政十一年未四月二十三日 発起金築図書源中久

美談村 水平助

為各々家運長栄祝祈也 松江 三好屋清兵衛

同 小豆澤浅右衛門

同 桑屋権平

右の奥書きから、この『続日本紀』は寛政十一年（一七九九）四月二十三日に金築中久らが発起人となって、国富八幡宮の文庫へ奉納されたものと分かる。朱印の押印後に記されており、奉納を前提に説いたのである。この奉納された日は、簾木佐家文書に「寛政十一年己未四月二十三日八幡宮正遷宮行列次第一通」と題する文書が残ることから、同八幡宮正遷宮の日であつたと分かる。

近世において国富八幡宮の神主は金築、竹下両家が務めており、発起人筆頭の金築図書中久は八幡宮の神主と見られる。なお、「寛政四年橋縫郡村々萬指出帳」（旧平田本陣記念館所蔵）には八幡宮の神主として「美濃」と見えている。^{〔35〕}

この頃に生まれ、後に八幡宮の神主を務めたのが金築春久（一八〇四～一八七二）である。春久は、若年の時に鰐淵寺僧に和歌を学び、また、浜田藩の岡部春平に入門し国学や和歌を学んでいる。さらに、大国隆正と親交があり、隆正が幕府に追われた際、春久は隆正を出雲に連れ帰り、初め国富の自邸に寄寓させたが、後に平田の本石橋家へ移し逗留させている。^{〔36〕} この春久・隆正と本石橋家をめぐる関係は、国富八幡宮の『続日本紀』が本石橋家所蔵となる背景を考える上で注目される。

『続日本紀』を奉納した中久については判然としないが、春久の国学への傾倒からすると、中久も国学を志向した人物だったのではなかろうか。

次に、金築中久と名を連ねる人物を見ていただきたい。

美談村の「水平助」とは、水谷平助（一七六三～一八四三）と見られる。『簸川郡偉人篤行者伝³⁷』には、「実父母及び養父母に孝養をつくし、また難渋者を助け、村内の争論・家内不和等、実意をもって、おだやかに処理するなど奇特の行為により、藩主より褒状を数度にわたりうけた人」とあり、地域の名士であったと分かる。また、松江の「三好屋清兵衛」「小豆澤浅右衛門」「桑屋権平」らは、いずれも松江の商家であろう。簾木佐家文書には「小豆澤浅右衛門・桑屋幸太郎・三好屋清兵衛」の名を列記する文書があり、彼らが八幡宮遷宮に参加したことが窺える。

その中でも小豆澤浅右衛門家に注目すると、寛政十一年は四代目浅右衛門覚三郎の時に当たる。同家は享保十六年（一七三一）から藩の御用商人となつたが、覚三郎の時に経営が悪化し、寛政十二年には健康問題を理由に藩の役職の退役を願つている。³⁸ したがつて、寛政十一年の『続日本紀』奉納の時、覚三郎は厳しい状況の只中にあつたと言え、「為各々家運長栄祝祈也」とした奉納の背景にはかかる現実的な問題があつたと考えられる。

一方で奉納品として六国史の一つが選定されるのは珍しく、その背景も考える必要がある。こうした観点からすると、寛政十一年は出雲における国学の黎明期と呼べる時期に当たることが注目される。国学とは、日本古来の思考を日本人の基本の道と捉えて、古代の史料を文献学的に考究する学問であり、出雲の国学は杵築大社の千家俊信に始まる。

寛政四年（一七九二）、俊信は本居宣長へ入門し、主に書簡を通して国学を学んでいる。そして、寛政八年に俊信は大社に私塾「梅廬舎」を開き、出雲での国学の教授を本格化させ、門弟は二三四名に及んだとされる。⁴⁰ この年の宣長から俊信への書簡には「国造様始古学段々発り申候御様子」とあって、国学が出雲で次第に普及していた様子が記される。⁴¹ そうした中で、寛政九年に俊信は『訂止出雲風土記』の校合⁴²を終える。

『続日本紀』も古代の参考史料として、国学の普及の中で重宝されたのではなかろうか。ただし、『続日本紀』のみが八幡宮の文庫に存在したとは考え難く、帙に貼られた付箋の記載からすると、六国史を含めて多くの古典籍が文庫に配架されたと推測される。正遷宮に伴つて文庫が新置された可能性もあり、当時の寺社文庫のあり方を考える上でも注目される。後述するように、本石橋家所蔵『続日本紀』は八幡宮奉納後に神田厚敬や俊信の門人・高橋定古に貸し出されており、奉納の背景には国学の普及があつたと見てよいであろう。

② 勢に貼付された厚敬の文

本石橋家所蔵『続日本紀』で注目されるのは、八幡宮奉納後に外部へ貸与されたことである。すなわち、第一帙の裏に貼付された二枚の付箋から、このことが分かる。そのうち一枚に「厚敬」の署名があり、もう一枚には文中に「宇加社の神主高橋定宰^{マツザ}」とある。この「厚敬」の署名を神田本『俗解鈔』巻末にある厚敬の奥書の筆致と比較すると、ほぼ一致しており、「厚敬」の文は神田厚敬によると考えられる。その付箋の記載とは次の通りである。

金築中久大人の■らふ

続日本紀をかし給わりて

よみ侍りしになりにし奈良の

美屋古のいみしき御代を

あふき奉るこころを

厚敬 上

したふそよ幾世の春か手に匂ふ
奈良の宮古の花の白妙

国富八幡宮の神主・金築中久から『続日本紀』を借りて読み、奈良の都の優れた時代を尊ぶ心情を和歌に詠んでいる。厚敬が借用した年代は判然としないが、寛政十二年（一八〇〇）に厚敬が書写した神田本『俗解鈔』には、意宇郡目録の頭注などで「続日本紀」からの引用文が記されており、この『続日本紀』の借用との関係が注目されよう。

厚敬に関する史料は少なく、この付箋に記された文は、風土記研究を志した厚敬の心情を直接的に伝えるものとして評価されよう。

なお、もう一枚の付箋に文を記した宇賀神社神主・高橋定宰（定古）は、千家俊信の門人録にも名が見えており⁽⁴²⁾、国学の普及の広がりが窺える。国富八幡宮への『続日本紀』奉納は近隣にも知られ、好学の士の注目を集めたのであろう。

おわりに

本稿では、神田本『俗解鈔』の検討と、神田厚敬に関わる史料について述べた。

神田本『俗解鈔』には厚敬が本文校訂した際の朱書の書入が多数認められ、神田本の親本の様相を知ることができる。これらと阿祢神社本『俗解鈔』の本文とを検討すると、『俗解鈔』祖本の本文は、いわゆる補訂本とされる歴博本『風土記鈔』ではなく、高野宮本に近いことを指摘した。すなわち、高野宮本は脱落本ではあるが、嶋根郡加賀郷条の一部と同郡神社条を補訂し、『俗解鈔』の祖本はこれを踏まえたと考える。神田本の親本は脱落本で脱落する秋鹿郡長江川条を脱落させており、祖本は元々脱落本の形であったと考えられる。そうした祖本から、阿祢神社本、神田本に至る転写の過程で『風土記鈔』による校訂が行われたと考えられる。そのように考えると、『俗解鈔』は『風土記鈔』から変異した書物ではなく、当初から別に著されたものと改めて指摘できる。⁽⁴³⁾

また鈔文について、神田本には、現地比定に関連しない情報、祭神の比定あるいは著者・岸崎時照の見解などは省略し、鈔文を短くする傾向があることを指摘した。

とりわけ、各郡の神社条を省略するのが特徴的であり、その他の鈔文でも神社や寺院など信仰に関わる記載が比較的多く省略されている。その上で、厚敬が著した『出雲國風土記大成』では鈔文はさらに簡潔となる。すなわち、厚敬は鈔文を書写するに当たり、風土記記載の現地比定を主として、その他の記載は簡略化させる方針を持っていたのではなかろうか。

また、出雲市平田町の本石橋家所蔵『続日本紀』について紹介した。

この『続日本紀』は寛政十一年に国富八幡宮文庫に奉納されたものであり、出雲で国学が普及し始めた時期と重なることから、奉納の背景についても注目できる。そうした書物が寺社文庫へ納められたことも興味深く、国学の普及の拠点として寺社が果たした役割を考える上でも、今後参考となる史料であろう。

神田厚敬や高橋定古が実際に八幡宮文庫からこの『続日本紀』を借りたことも分かり、厚敬は『俗解鈔』の校訂に活かしたと考えられる。そのような史料は類例が少なく、風土記の研究史において貴重な書物と今後評価されることを期して筆を擱きたい。

【付記】本石橋家所蔵『続日本紀』を紹介するに際して、ご承諾頂いた石橋朝子氏に謝意を申し上げます。なお、同書は出雲弥生の森博物館二〇一九年春季企画展「ふるさと今昔物語その3—平田地域—」に関する調査で確認したものです。

註

(1) 『出雲風土記鈔』の成立や諸本に関しては、大日方克己『『出雲風土記抄』の成立と

諸本』『影印 出雲風土記鈔（雲州風土記）』 島根県教育委員会、二〇一二年。

(2) 島根大学附属図書館蔵。本書は島根大学附属図書館ホームページの「貴重資料デジタルアーカイブ」にて公開されている。

(3) 佐藤雄一「後藤家所蔵『出雲國風土記大成』について」『古代文化研究』第二六号、二〇一八年。

- (4) 大日方克己「出雲風土記抄の諸本—島根大学附属図書館所蔵の桑原本・望月本・神田本を中心にして」、島根大学附属図書館報『淞雲』一八、二〇一六年。
- (5) 前掲註(3)佐藤論文。
- (6) 前掲註(4)大日方論文。
- (7) 阿祢神社（出雲市湖陵町）所蔵。出雲弥生の森博物館寄託。高橋周「阿祢神社本『出雲國風土記俗解鈔』の検討」「出雲弥生の森博物館研究紀要」第八集、二〇二〇年。
- (8) 前掲註(1)(4)大日方論文。
- (9) 加藤義成「第一部 諸本の系統」「第二部 諸本概説」「校本出雲國風土記」参考編、出雲國風土記研究会、一九六八年。同「島根県下に伝存する『出雲國風土記』の写本について」『出雲國風土記論究』上、島根県古代文化センター、一九九五年。
- (10) 『俗解鈔』の名称については、「出雲國風土記俗解鈔」が適當と考える。註(9)加藤論文で報告される俗解鈔系の写本でも、江角家本や常松氏本の外題に「出雲國風土記俗解鈔」とある。小島氏本は外題に「出雲風土記」とあるが、阿祢神社本と同じく記俗解鈔」とする。小島氏本には俗解鈔系の写本に本来付かない内題に「出雲國風土記俗解鈔」とする。一方で、『出雲風土記鈔』の名称も一考を要すが、本来の外題であったと考えられる。一方で、『出雲風土記鈔』の名称も一考を要する。元禄十三年（一七〇〇）書写的勝部氏本では外題や奥書に「出雲國風土記鈔」と見える。したがって、『出雲風土記鈔』も本来は「出雲國風土記鈔」の呼称だったのではないか。註(9)加藤論文でも「もと表題は『出雲國風土記抄』とあったと考えられるが、今日代表的な写本となっている桑原家本の表題が「出雲風土記抄」となっているので、これを代表的呼称としている」とする。おそらく、「出雲風土記」の表記は、『出雲風土記解』『訂正出雲風土記』などの書物の影響を受けたものではなかろうか。
- (11) 『俗解鈔』には松林寺宏雄の跋が付かないで、この書入は、跋が付く古代出雲歴史博物館本『風土記鈔』系統の写本を厚敬が目にしたことを示唆する。すなわち、その写本と校合した可能性も考えられる。
- (12) この他、巻末の裏表紙見返しには付箋が貼り付けられ、「天平五年ヨリ明治十年マテ／千五百年／天和三年ヨリ〈岸崎時照／鈔ヲカケル年也〉全／百九十五年」と記される。
- (13) 前掲註(1)(4)大日方論文。
- (14) 前掲註(7)。
- (15) 島根県立古代出雲歴史博物館蔵。島根県古代文化センター編『影印 出雲風土記鈔（雲州風土記）』、島根県教育委員会、一〇二一年。
- (16) 島根県立大学蔵。影印は島根県古代文化センターに架蔵される。
- (17) 「脱落本」とは、鳴根郡加賀郷・生馬郷条が混在し、鳴根郡神社条の大半や同郡多久川条、秋鹿郡長江川条が脱落する写本。本稿では郷原家本がこれに当たる。高野宮本も脱落本の系統に当たるが、鳴根郡加賀郷条の一部と鳴根郡神社条全てを補訂する一方の「補訂本」は脱落本の脱落部分を補訂した写本で、『風土記鈔』が最古本。
- (18) 内神社（松江市大垣町）蔵。島根県立古代出雲歴史博物館寄託。
- (19) 個人蔵（出雲市）。影印は島根県古代文化センターに架蔵される。
- (20) 前掲註(7)高橋論文。
- (21) 脱落本で脱落する鳴根郡神社条は天和三年（一六八三）の『風土記鈔』での補訂が知られる。一方で、延宝五年（一六七七）書写的高野宮本にも補訂が加えられている。「表2」に示すように「稻上社」（歴博本「伊奈阿氣社」）、「稻積社」（歴博本「伊奈須美社」）など、『風土記鈔』と表記も異なる。
- (22) 一部欠落した補訂文は勝部氏本『風土記鈔』にも見える。
- (23) 前掲註(1)(4)大日方論文。
- (24) 例えば、意宇郡教昊寺条鈔文では、神田本は歴博本や阿祢神社本と同様に教昊寺の後身は清水寺かと比定するが、阿祢神社本の「本尊者秘佛觀音也、寺僧伝云草創大同元丙戌、不知尔也否、今者有僧院六坊、宗旨者天台派」（歴博本にも同様の記載あり）とする清水寺に関する文は省略し、付加的な情報を採用していない。しかし、例外的なのが鳴根郡法吉郷の鈔文である。同鈔文は歴博本と阿祢神社本で多少の異同はあるが、ほぼ同内容である。すなわち、郡家からの里程と郷域の比定を示した後、郷名由来の地を法吉村の「宇久比須谷」として、その西南四町に大森大明神があるとする。そして、白髮（白鹿）城を尼子氏家臣松田氏が居城としたこと、その後、弘治年中に毛利元就が荒隈山を拠点として松田氏を追い払い、尼子氏の本城・富田城を略取し、慶長年中（十三年）には堀尾吉晴が富田から松江城に移ったことや松江の名の由来が記される。さらに続けて、荒隈や中原、照床大明神の由来について説く。なお、松江の名の由来について、阿祢神社本で「吳ノ松江」とあって中國の故事に基づくことを示すが、歴博本では言及しない。これに対しても、神田本は里程と郷域の比定は示すが、「宇久比須谷」や大森大明神には触れない。そして、堀尾吉晴が松江に移るまでの経

緯と松江の名の由来が記されるが、荒隈や中原、照床大明神の由来は省略されている。したがって、神田本が「今」の松江の由来に言及することは例外的ではあるが、やはりここでも付加的な情報を省略している。

- (25) 前掲註(1)(4) 大日方論文。
- (26) この他にも、神門郡新造院（朝山郷）条の鈔文について、歴博本ではこの新造院を「神門寺也」と比定し、神門寺と空海の説話を挿入するが、阿祢神社本では「神門寺款」として空海の説話を省略する。
- (27) 前掲註(1)(4) 大日方論文。
- (28) 前掲註(3) 佐藤論文。
- (29) 前掲註(4) 大日方論文。
- (30) 前掲註(4) 大日方論文。
- (31) 同じ平田町内には「酒石橋」と呼ばれる分家があるため、その本家として「本石橋」と呼称される。
- (32) 平田市誌編委員会編『平田市誌』、平田市教育委員会、一九六九年。
- (33) 現在の縣神社。近世には「宇佐八幡」「八幡宮」と称された。出雲市国富町に所在。
- (34) 出雲市国富町。国富郷土誌編纂委員会編『国富郷土誌』（国富公民館、一九九七年）作成時に編纂委員であった藤沢秀晴氏らが文書目録を作成している。当該文書は未見であり、今後実見できれば、『続日本紀』奉納と遷宮の関係が明らかにできることを期したい。
- (35) 国富郷土誌編纂委員会編『国富郷土誌』、国富公民館、一九九七年。
- (36) 前掲註(35)
- (37) 篠川郡私立教育会編『篠川郡偉人篤行者伝』、篠川郡私立教育会、一九一九年。
- (38) 前掲註(34)
- (39) 「御用商人・小豆沢家」『松江市史』通史編三、松江市、二〇一九年。
- (40) 西岡和彦「出雲大社の国学受容と千家俊信」（同『近世出雲大社の基礎的研究』、大明堂、二〇〇一年）、西岡和彦「千家俊信の学問形成と国学の普及活動」（公益財団法人いづも財団出雲大社御遷宮奉贊会編『出雲地域の学問・芸術の興隆と文化活動』、今井出版、二〇一八年）。
- (41) 前掲註(40)
- (42) 森田康之助解説「梅舎授業門人姓名録」、「神道学」八六号、一九七五年。
- (43) 前掲註(7) 高橋論文。